

掛川市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法による選挙における投票区の指定（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

掛川市選挙管理委員会
委員長 夏目 正二

第30投票区の項中「中番町、東番町」を「番町北」に改め、第31投票区の項中「、大工町及び西番町」を「及び大工町」に改める。